

令和8年度公民館活動補助金事務説明会 FAQ

	質 問	回 答
1	お弁当 1,000 円(税別)となっているが、1円でも超えたらダメなのか。	1円でも超えると対象外です。 1,500 円のお弁当を購入し、そのうち 1,000 円分だけを補助するというようなこともできませんのでご注意ください。その他の上限があるもの(景品、参加賞、備品)についても同様です。
2	3,000 円を超える景品を購入したい場合、領収書は 3,000 円以下の物品と一緒にしてもよいか。	領収書の内訳が分かるもの(レシートなど)を提出いただくこととしているため、1枚の領収書(レシート)内に補助対象物品と補助対象外物品が交ざっていても確認ができれば構いません。 この場合は、補助対象外の経費を必ず分けて、補助対象欄にその額を記載してください。 コピーした領収書(レシート)の内、対象外(3,000 円を超えるものは対象となりません)のものに、×をするなど印を付けて、確認ができるようにしてください。
3	防災の学習会を行い、景品として防災グッズの配布を考えている。参加していない世帯にも配布したいが、対象となるか。	自治会内の全ての世帯に配布するものは、景品や参加賞ではありません。 参加賞として参加者に配付する物は、200 円(税別)が上限ですので、それ以上の金額となる場合は、補助金以外で捻出ください。
4	景品と参加賞の違いは何か。また、景品で、商品券や現金を渡す場合は補助対象となるか。	景品は上位何名など一部の方に渡す物品で、参加賞は参加者全員に配る物品です。 景品としての取扱いであることが確認できれば現金でも構いませんが、領収書は整えてください。
5	自治会内の清掃活動として草刈りをしており、役員の方に草刈りの刃を配っているが、補助対象経費となるか。	使用料賃借料の対象外の欄に記載のとおり、草刈り刃や、トラックの借上料は、会員が所有する機材の使用料に値すると考えますので、対象外です。
6	使用する燃料代は補助対象経費となるか。	1自治公民館あたり 3,000 円を上限に対象とします。 購入額が 3,000 円に満たない場合は、購入額が補助対象となります。 ※多面的機能支払交付金等他の補助事業と経費が重複しないように、ご注意ください。

7	<p>スポーツの大会を公民館活動として実施予定であったが、雨で中止となった。この場合、購入した景品を、今年度の経費で実績にあげてもよいか。また、次年度の大会で使用してもよいか。</p>	<p>中止になった場合、地域コミュニティ形成の事業が未実施となるため、対象経費とすることができません。年度内に他の事業を企画され、購入済みの景品を使用された場合は、対象とします。</p>
8	<p>予定していた事業が天候等の理由で中止になった場合や諸事情によって、申請時と報告時で事業内容や予算に差が生じた場合はどうなるのか。</p>	<p>交付申請時は予定であり、実績の時点と相違があっても構いません。 補助確定額は、交付決定額(補助上限額)と実績額を比較して低い方の金額となります。</p>
9	<p>交付決定はいつ頃になるか。</p>	<p>提出いただいたものから順に事務処理をいたします。できるだけ迅速に事務を行いたいと思っておりますが、短期間に多数の申請件数があります。 1件1件内容を確認いたしますので、時間を要しますが、ご了承ください。</p>
10	<p>事業実績及び精算書に参加人数を記入する欄があるが、()に、こどもの数を記入するようになっている意図はなにか。 自治会内のこどもの数が少ないのだが。</p>	<p>第2期生涯学習基本計画の理念を「やりたいことが、このまちにある こどもも大人もワクワクしながら学びあうまち」としており、自治会内の様々な方に公民館活動にも関わっていただきたいという思いがあります。 参加人数の内訳を記入いただいています。</p>
11	<p>実績報告は、事業完了の日から30日以内に提出とあるが、事業が終わったらその都度報告しないといけないのか。</p>	<p>実績報告書は、補助の対象とする年間の事業が全て終了した後に、一括で提出してください。</p>
12	<p>実績報告は事業完了の日から30日以内に提出と記載があるが、第1回目の提出期限が2月26日となっており、整合が取れないがどうということか。</p>	<p>補助対象とする最終の事業が完了した日から30日以内の提出か、3月中の支払いを希望される場合は2月26日(金)には提出いただかないと事務処理が間に合いません。どちらか早いほうで提出してください。 また、3月中に最終の対象事業を実施される場合は、3月31日(水)には報告書類を提出いただく必要がありますのでご注意ください。</p>

13	以前は、ポイント付与のレシートはダメですと言われたこともあるが、どうなのか。	ポイント付与されたレシートでもやむを得ないと考えます。 しかしながら、公金での補助となりますので、お買い物の際、できるだけポイントの付与は避けてください。
14	領収書は自治公民館宛でないといけないのか。自治会宛のものはどうか。	自治会活動ではなく、自治公民館活動に補助しております。 申請者が自治公民館ですので、領収書の宛名も公民館宛でお願いいたします。 レシートには手書きで構いませんので、公民館名を記入ください。
15	昨年の様式と大幅な変更はあるか。	記入しやすいように様式を変更しています。記入例専用のエクセルがありますので参考にしてください。
16	自治会や、自治協議会や、スポーツクラブ 21 などの他の団体が主催する活動に参加した経費も、補助対象となるのか。	補助対象となる事業は、各自治公民館が主催した事業に補助します。 主催でない事業へ参加した経費は、補助対象となりませんので、ご注意ください。